10　「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 ［11～14　略］ (3)　［略］ ［第８～第14　略］	10　「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては調達期間、それ以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 ［11～14　同左］ (3)　［同左］ ［第８～第14　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）第五十八条第一項第十六号及び第五十八条の二第一項第十五号ホ（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する作成期日に係る運用報告書及び書面について適用し、施行日前に到来した作成期日に係る運用報告書及び書面については、なお従前の例による。

2　新投資信託財産計算規則別紙様式第一号は、施行日以後に終了する計算期間に係る附属明細表について適用し、施行日前に終了した計算期間に係る附属明細表については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則（次項において「新投資法人計算規則」という。）第七十三条第一項第十五号の規定は、施行日以後に終了する営業期間に係る資産運用報告について適用し、施行日前に終了した営業期間に係る資産運用報告については、なお従前の例による。

2　新投資法人計算規則別紙様式は、施行日以後に終了する営業期間に係る附属明細書について適用し、施行日前に終了した営業期間に係る附属明細書については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）	（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　人事企画室は、消費者庁の職員の任免、給与、懲戒その他の人事に関する事務（管理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	2　人事企画室は、消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事務をつかさどる。
3　［略］	3　［同上］
4　管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。	4　管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　消費者庁の職員の服務及び人事評価並びに教養及び訓練に関すること。	一　消費者庁の職員の教養及び訓練に関すること。
［二～十三　略］	［二～十三　同上］
［5～10　略］	［5～10　同上］